

変更点① 補助要件について

変更前	65歳以上の区民が 5名以上利用登録されている団体 に対して補助を行う。
変更後	65歳以上の区民が 5名以上参加している活動 に対して補助を行う。

昨年度の活動記録を確認したところ、2～3名参加の活動が続いているサロンがありました。当補助金の目的は、個人活動の支援ではなく団体活動の支援であるため、人数の多い団体との平等性の観点からも 補助金の交付は1回の活動につき5名以上参加している活動に限定させていただきます。（5名に満たない活動分は年度末に返金いただきます）



変更点② 運営費の交付上限について

変更前	活動の 実績回数分 に対して補助金(運営費)を交付する。
変更後	区に 登録している活動日 を上限として補助金(運営費)を交付する。

例えば月2回で活動登録をしているサロンは、月2回×12か月=24回分の運営費を申請でき、それ以上の回数については運営費を申請することができません。団体登録時に届け出た活動日は、要支援者等が広く参加できるように高齢者総合相談センターへ情報を提供しており、さらに区HPにも掲載しています。団体都合により活動日を増やすことは構いませんが、追加分の活動日には補助金を交付できません。

変更点③ 収支報告書について

New

変更後

団体は収支を記録し、上半期と下半期に区へ提出する。

区の定める様式に収支を記録し、上半期（9月末）と下半期（補助金清算時）に区へ提出してください。目的は、補助金の透明性の確保のためです。通常、区が団体に交付する補助金はすべて、領収書を添付のうえ収支を報告していただいています。つながるサロン補助金も他の補助金に準じて収支報告書の提出を必須とします。イベント経費および新規立ち上げ経費については引き続き領収書もご提出ください。お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

変更点④ 区との連絡について

New

変更後

区とメールにてやりとりができる連絡担当者を必ず配置する。

これまで郵送にてやりとりを行っていましたが、郵便料金の値上げやペーパーレス化の推進等を鑑み、原則メールでのやりとりとさせていただきます。また、メールであれば区との迅速なやりとりが可能となります。コーディネーターや代表が、メールでのやりとりにくい場合は、必ずメールができる連絡担当者を配置してください。原則、区への提出書類もデータでの送付をお願いいたします。

変更点⑤ 団体番号について

New

変更後

団体は、区への提出書類にすべて団体番号を記載することとする。

つながるサロンの団体数が増えたため、区の事務処理上、各団体に団体番号を振らせていただきました。お手数をおかけして恐縮ですが、区へ提出する書類にはすべて団体番号を記載するようお願いいたします。各団体の番号は、別紙のとおりです。